

報告 1

茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例案に対する意見について

令和 8 年第 2 回茨城県議会定例会に提出された、第 83 号議案「茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」（別紙 1）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき、茨城県議会議長から意見を求められたため、令和 8 年 6 月 8 日に議案を適当なものと認める旨、別紙 2 のとおり回答したので、報告します。

令和 8 年 6 月 25 日

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

第83号議案

茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる博物館の設置、管理及び廃止に関する事務（同法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、これらの博物館のみに係るものを含む。）は、知事が管理し、及び執行することとする。

- (1) 茨城県近代美術館
- (2) 茨城県陶芸美術館
- (3) 茨城県立歴史館
- (4) ミュージアムパーク茨城県自然博物館

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際この条例の本則各号に掲げる博物館の設置、管理及び廃止に関する事務に係る法令、条例又は茨城県教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により茨城県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により茨城県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。
（学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正）
- 3 学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。
第6条第2項中「教育委員会」の次に「（博物館にあつては、知事。以下「教育委員会等」という。）」を加える。
第7条、第8条第1項及び第2項並びに第9条中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。
第10条第2項中「教育委員会規則」の次に「（博物館にあつては、規則。以下「教育委員会規則等」という。）」を加え、同条第3項ただし書中「教育委員会規則」を「教育委員会規則等」に改める。
第11条、第12条第2項並びに第13条第1項第5号及び第7号並びに第2項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。
第14条各号列記以外の部分中「教育委員会規則」を「教育委員会規則等」に、「教育委員会に」を「教育委員会等に」に改め、同条第6号中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。
第15条及び第16条中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。
第18条第1項中「教育委員会規則」を「教育委員会規則等」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条第3項及び第4項ただし書中「教育委員会規則」を「教育委員会規則等」に改める。
第19条及び第20条第1項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。
第21条中「教育委員会規則」を「教育委員会規則等」に改める。
別表第1及び別表第3茨城県立歴史館の項中「教育委員会」を「知事」に改める。
（茨城県博物館協議会条例の一部改正）
- 4 茨城県博物館協議会条例（平成6年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。
第2条中「教育委員会」を「知事」に改める。
（博物館協議会の委員の任期に関する経過措置）
- 5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県博物館協議会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定により任命された委員である者は、施行日に、この条例による改正後の茨城県博物館協議会条例第2条の規定により知事に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、茨城県博物館協議会条例第4条の規定にかかわらず、施行日における改正前の条例第2条の規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

令和8年6月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別紙 2

回 答

第 83 号議案 茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例について、
教育委員会の意見を申し述べます。

本議案は、博物館の集客及び有効活用を図るため、条例を制定しようとするものであり、適当なものと認めます。

茨城県県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

茨城県県立特別支援学校学則（昭和46年茨城県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

名 称	位 置	部	学 科	児 童 等 の 定 員		備考
茨城県立盲学校	水戸市袴塚1丁目	幼稚部		18		
		小学部				
		中学部				
		高等部 (本科)	普 通 科	24	48	
	保 健 理 療 科		24			
茨城県立水戸聾学校	水戸市千波町	幼稚部		24		
		小学部				
		中学部				
		高等部	普 通 科 総 合 技 術 科 生活デザイン科	64		
茨城県立霞ヶ浦聾学校	稲敷郡阿見町上長	幼稚部		24		
		小学部				
		中学部				

を

「

名 称	位 置	部	学 科	児 童 等 の 定 員		備 考
茨城県立盲学校	水戸市袴塚1丁目	幼稚部		15		
		小学部				
		中学部				
		高等部 (本科)	普 通 科	24	48	
	保 健 理 療 科	24				
茨城県立水戸聾学校	水戸市千波町	幼稚部		20		
		小学部				
		中学部				
		高等部	普 通 科 総 合 技 術 科 生活デザイン科	64		
茨城県立霞ヶ浦聾学校	稲敷郡阿見町上長	幼稚部		20		
		小学部				
		中学部				

に

改め、茨城県立鹿島特別支援学校の項の次に次のように加える。

茨城県立神栖特別支援学校	神栖市須田	小学部			72
		中学部			
		高等部	普通科		

付 則

(施行期日)

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 25 日 提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

(提案理由)

- ・特別支援学校設置基準に、幼稚部の 1 学級の幼児数が 5 人以下と明記されたことに伴い、基準に沿った定員とするため、所要の改正をしようとするものである。
- ・新たに県立神栖特別支援学校を設置することに伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨城県県立特別支援学校学則新旧対照表

改 正							現 行						
別表第 1 （第 2 条第 1 項） 学校の名称，位置，部及び学科並びに児童等の定員							別表第 1 （第 2 条第 1 項） 学校の名称，位置，部及び学科並びに児童等の定員						
名 称	位 置	部	学 科	児 童 等 の 定 員		備考	名 称	位 置	部	学 科	児 童 等 の 定 員		備考
茨城県立盲学校	水戸市袴塚 1 丁目	幼稚部		<u>15</u>			茨城県立盲学校	水戸市袴塚 1 丁目	幼稚部		<u>18</u>		
		小学部											
		中学部											
		高等部（本科）	普 通 科	24	48				高等部（本科）	普 通 科	24	48	
			保 健 理 療 科	24						保 健 理 療 科	24		
茨城県立水戸聾学校	水戸市千波町	幼稚部		<u>20</u>			茨城県立水戸聾学校	水戸市千波町	幼稚部		<u>24</u>		
		小学部											
		中学部											
		高等部	普 通 科	64	高等部				普 通 科	64			
			総 合 技 術 科 生活デザイン科						総 合 技 術 科 生活デザイン科				
茨城県立霞ヶ浦聾学校	稲敷郡阿見町上長	幼稚部		<u>20</u>			茨城県立霞ヶ浦聾学校	稲敷郡阿見町上長	幼稚部		<u>24</u>		
		小学部											
		中学部											
.....													
茨城県立鹿島特別支援学校	鹿嶋市大字沼尾	小学部		<u>160</u>			茨城県立鹿島特別支援学校	鹿嶋市大字沼尾	小学部		<u>160</u>		
		中学部											
		高等部	普 通 科										
茨城県立神栖特別支援学校	神栖市須田	小学部		<u>72</u>			(新規)						
		中学部											
		高等部	普 通 科										

第7号議案

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校処務規程（昭和43年茨城県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4 茨城県立鹿島特別支援学校の項の次に次のように加える。

茨城県立神栖特別支援学校	神特
--------------	----

付 則

この訓令は、令和8年7月1日から施行する。

令和8年6月25日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

（提案理由）

新たに茨城県立神栖特別支援学校を設置するため、所要の改正をしようとするものである。

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令案 新旧対照表

改正案	現 行																		
別表第4 学校を表示する記号 <table border="1"> <tr> <td>校名</td><td>記号</td></tr> <tr> <td colspan="2">(中略)</td></tr> <tr> <td>茨城県立鹿島特別支援学校</td><td>鹿特</td></tr> <tr> <td><u>茨城県立神栖特別支援学校</u></td><td><u>神特</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">(中略)</td></tr> </table>	校名	記号	(中略)		茨城県立鹿島特別支援学校	鹿特	<u>茨城県立神栖特別支援学校</u>	<u>神特</u>	(中略)		別表第4 学校を表示する記号 <table border="1"> <tr> <td>校名</td><td>記号</td></tr> <tr> <td colspan="2">(中略)</td></tr> <tr> <td>茨城県立鹿島特別支援学校</td><td>鹿特</td></tr> <tr> <td colspan="2">(中略)</td></tr> </table>	校名	記号	(中略)		茨城県立鹿島特別支援学校	鹿特	(中略)	
校名	記号																		
(中略)																			
茨城県立鹿島特別支援学校	鹿特																		
<u>茨城県立神栖特別支援学校</u>	<u>神特</u>																		
(中略)																			
校名	記号																		
(中略)																			
茨城県立鹿島特別支援学校	鹿特																		
(中略)																			

茨城県県立特別支援学校の指定に関する規程（平成23年茨城県教育委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

茨城県立鹿島特別支援学校	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市
--------------	---------------------------------

を

」

「

茨城県立鹿島特別支援学校	鹿嶋市 潮来市 行方市 鉾田市
茨城県立神栖特別支援学校	神栖市

に

」

改める。

付 則

- 1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の別表第2の規定は、令和9年4月1日以後の児童生徒等が就学すべき特別支援学校について適用し、令和9年3月31日までは、なお従前の例による。

令和8年6月25日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

（提案理由）

茨城県立神栖特別支援学校の設置（令和9年4月開校）に伴い、現在の就学すべき特別支援学校の指定（通学区域）を一部変更する必要があるため、所要の改正をしようとするもの

茨城県県立特別支援学校の指定に関する規程新旧対照表

改正案		現行	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
就学すべき特別支援学校	知的障害者である児童生徒等の保護者の住所地（児童福祉施設に入所している児童生徒等にあつては当該施設の住所地）等	就学すべき特別支援学校	知的障害者である児童生徒等の保護者の住所地（児童福祉施設に入所している児童生徒等にあつては当該施設の住所地）等
茨城県立鹿島特別支援学校	鹿嶋市 潮来市 行方市 鉾田市	茨城県立鹿島特別支援学校	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市
茨城県立神栖特別支援学校	神栖市	（新規）	